

令和3年度「教職経験年数に応じた研修」の該当者報告について（方法）

【フォローアップ研修（2年目、3年目）・教職経験6年目研修・中堅教諭等資質向上研修・専門性向上研修】

1 報告の該当となる者

別添資料2「『教職経験年数に応じた研修』の該当者について」を参照のこと。

2 報告方法と手順

校長は、該当者報告（様式1～3）に必要事項を記載し、提出すること。

- ・中堅等資質向上研修の該当者は、受講年度を必ず選択すること。
- ・該当者がいない場合も報告すること。

① 該当者の確認（幼稚園は「名簿」がありません）

- ・島根県教育センターから送付した「該当者名簿」を参考に所属の教員に確認をする。
- ・育児休業等により研修を延期していた場合、該当者名簿に載っていない場合もある。名簿に載っていない場合でも該当すると思われる者については、資料3を参考に確認する。

② 該当者報告（様式1～3）に必要事項を記載する。（「記入の仕方」参照）

島根県教育センターから送付した「該当者名簿」掲載者については、必ず入力してください。（該当の有無、延期等の理由を確認するため）

様式 3

島根県教育センター所長 様

文 書 番 号
令和 2 年 月 日

〇〇学校長 印
(印は可符の印紙のみ)

令和3年度 中堅教諭等資質向上研修・専門性向上研修 該当者報告 該当者がいない場合
【該当者なし】に変更

下記のとおり報告します。

記

該当者がいる場合は、下記の項目を記入してください。
いない場合は、このセルの右端にある▼をクリックし、【該当者なし】にしてください。

氏名	職員番号	職名	担当教科	採用年度	休職等開始日	休職等終了日	備考
1 こまね まいこ 高根 美子	128466	教諭	理科 (生命)	H18年	H20.7.30	H22.7.31	2
受講の可否	R3年度に変更			1年	H20.7.30	H22.7.31	1
延期等の理由					H26.11.29	H27.3.31	0
令和3年度における研修上の経験年数				11年目	H20.9.1	H29.12.31	1
2 こまね まいこ 高根 美子					H30.4.1	H31.3.31	1
受講の可否							
延期等の理由							
令和3年度における研修上の経験年数				13年目			
3 あべ まさお 高根 良夫	694522	教諭		H21年			
受講の可否	R3年度に変更						
延期等の理由							
令和3年度における研修上の経験年数							
4 氏名							
受講の可否							
延期等の理由							
令和3年度における研修上の経験年数							
5 氏名							
受講の可否							
延期等の理由							
令和3年度における研修上の経験年数							

備考欄に記入する場合は、氏名欄と休業等の欄のみを記入

13年目に当たる場合は、原則受講の年になります

休業等の欄に記入する場合は、氏名欄と休業等の欄のみを記入

休業等の欄に記入する場合は、氏名欄と休業等の欄のみを記入

記入項目

【該当者がいない場合】

- ・文書番号
- ・文書日付
- ・学校名
- ・「記」の下セルをクリックし

【該当者なし】を選択

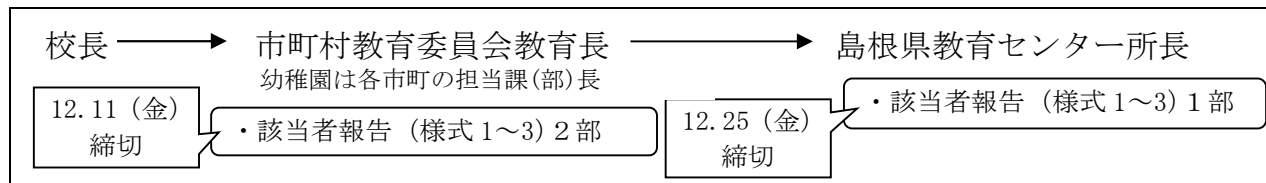
【該当者がいる場合】

- ・文書番号
- ・文書日付
- ・学校名
- ・ピンク色セルは必ず記入
- ・黄色セルは入力または選択
- ・中堅教諭等資質向上研修は、11年目(R3年度)～13年目(R5年度)のいずれかを選択
- ・休業等が6回以上ある場合は、続く下の欄に記入(氏名欄には氏名を記入)
- ・休業等の欄に、「休暇」とつく期間は記入しない(介護休暇は記入する)
(例：産前・産後休暇)

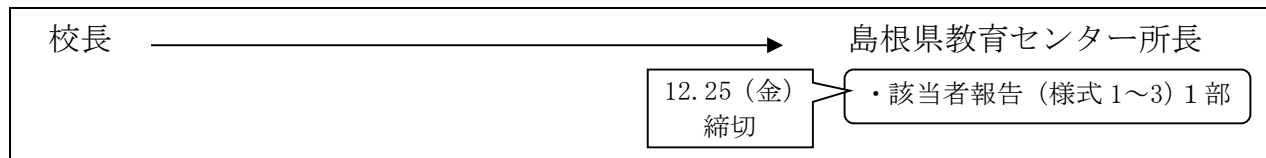
③ ②で作成した「該当者報告」(様式1～3)を提出する。

3 紙媒体の提出と提出期限

(1) 小・中学校、義務教育学校、松江市立女子高等学校



(2) 高等学校・特別支援学校



[Q & A]

Q 1. 中堅教諭等資質向上研修の受講年度は、自由に選べるのか。

はい。本研修は、「学校内でミドルリーダーとなるべき人材を育成する」ことを趣旨としています。校内での立場や免許状更新講習の時期等を踏まえて適した年度を考え、管理職等と相談したうえで決定してください。

Q 2. 今回報告した中堅教諭等資質向上研修の受講年度を変更することは可能か。

はい。【年度内】①下記担当へ電話連絡 ②該当者報告の差し替えの提出
【次年度】①下記担当へ電話連絡 ②「経験年数に応じた研修登録変更届」の提出
※今回の報告で研修上の経験年数 11 年目以外の年度に受講を選択した場合でも、毎年「『教職経験年数に応じた研修』の該当者報告」を依頼します。変更があれば、その都度お知らせください。

Q 3. 教職経験 6 年目研修該当者も異動等の理由があれば、受講年度を選ぶことができるのか。

いいえ。受講年度の選択は、教育公務員特例法等の一部を改正する法律（平成 29 年 4 月 1 日施行）の趣旨を踏まえた中堅教諭等資質向上研修該当者のみです。

Q 4. 今年度にフォローアップ研修（2 年目）を産休等で「研修不可」となった場合、来年度はフォローアップ研修の何年目の該当者になるのか。

3 年目です。フォローアップ研修（2 年目及び 3 年目）は、その年度 1 年間（4 月～3 月）に産休等を取得する場合は「研修不可」とし、延期はしません。また、年度途中で産休等に入る場合は、途中で研修を行いますので、該当者として報告してください。

Q 5. 来年度の中堅教諭等資質向上研修の該当者だが、現在育休中で来年度の 7 月に現場復帰する予定である。今回の報告に入れるべきか。

はい。ただし、本研修は 1 年間を通じて行うものですので、来年度の受講はできません。来年度を除く受講可能な期間から本人の受講希望年度を確認し、その旨を報告してください。
この他、年度途中から産休等に入るため、ほとんどの研修が受けられないことがわかっている場合も同様です。判断が難しい場合は、下記担当へお問い合わせください。

【問い合わせ先】島根県教育センター 企画・研修スタッフ 担当 越野千佳子 TEL 0852-22-5853

令和3年度「教職経験年数に応じた研修」の該当者について

◆フォローアップ研修（2年目）

1 該当者

(1) 教諭及び養護教諭

公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校の教諭及び養護教諭のうち、令和2年度に新任教職員研修を受講した者。

(2) 栄養教諭

公立の小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校の栄養教諭のうち、令和2年度に新任教職員研修を受講した者。

(3) 実習教員及び寄宿舍指導員

該当者としなない。

2 免除者

(1) 当該年度に、以下に所属している者又は派遣されている者

ア 島根大学教育学部附属義務教育学校

イ 行政機関

ウ 在外教育施設

(2) その他、島根県教育委員会が定める者

◆フォローアップ研修（3年目）

1 該当者

(1) 教諭及び養護教諭

公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校の教諭及び養護教諭のうち、令和元年度に新任教職員研修を受講した者。

(2) 栄養教諭、実習教員及び寄宿舍指導員

該当者としなない。

2 免除者

(1) 当該年度に、以下に所属している者又は派遣されている者

ア 島根大学教育学部附属義務教育学校

イ 行政機関

ウ 在外教育施設

(2) その他、島根県教育委員会が定める者

◆教職経験6年目研修（以下「6年目研修」という。）

1 該当者

(1) 教諭・養護教諭

公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校（以下、「小学校等」という。）の教諭及び養護教諭のうち、令和2年度末に研修上の教職経験年数（以下、「経験年数」という。）が5年以上の者で、6年目研修をまだ受講していない者。

(2) 栄養教諭

公立の小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校の栄養教諭のうち、令和2年度末に経験年数が5年以上の者で、6年目研修をまだ受講していない者。

(3) 実習教員

平成17年度以降に採用された公立の高等学校及び特別支援学校における実習教員のうち、令和2年度末に経験年数が5年以上の者で、6年目研修をまだ受講していない者。

(4) 寄宿舍指導員

平成24年度以降に採用された公立の特別支援学校における寄宿舍指導員のうち、令和2年度末に経験年数が5年以上の者で、6年目研修をまだ受講していない者。

2 経験年数の計算

(1) 国立、公立又は私立の小学校等の教諭として在職した期間（臨時的に任用された期間を除く。）を通算した年数とする。県外での教職経験年数も含む。

(2) 在職期間のうち次の(ア)～(カ)に掲げる期間（複数の期間が連続する場合は一期間とする）が引き続き1年以上ある場合は、その期間の年数（**1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数**）を当該経験年数から除算する。

(ア) 地方公務員法の規定による休職又は停職により現実に職務を執ることを要しない期間

(イ) 地方公務員法の規定により職員団体の役員として専ら従事した期間

(ウ) 地方公務員の育児休業等に関する法律の規定により育児休業をした期間（産前産後休暇の期間は含めない。）

(エ) 県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例並びに市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の規定による介護休暇により現実に職務を執ることを要しない期間

(オ) 私立の学校である小学校等の教諭等として在職した期間について、(ア) (ウ) 又は(エ) に規定する期間に準ずる者として任命権者が認める期間

(カ) その他、JICA派遣又は自己啓発等休業の取得等の在職期間から除算すべき期間として県教育委員会が定める期間

(3) 養護教諭、栄養教諭、実習教員、寄宿舍指導員についてもこの計算に準じる。

3 免除者

(1) 当該年度に、以下に所属している者又は派遣されている者

ア 島根大学教育学部附属義務教育学校

イ 行政機関

ウ 在外教育施設

(2) その他、島根県教育委員会が定める者

◆中堅教諭等資質向上研修（以下「中堅研修」という。）

1 該当者

(1) 教諭・養護教諭

公立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校（以下、「小学校等」という。）の教諭及び養護教諭のうち、令和2年度末に研修上の教職経験年数（以下、「経験年数」という。）が10年以上の者で、中堅研修（教職経験11年目研修）をまだ受講していない者。

(2) シニア枠採用の教諭

国立、公立又は私立の小学校等の教諭の経験年数と常勤の講師の経験年数を合計した年数が、本県に採用される前年度末に10年未満の者のうち、令和2年度末に採用前の上記経験年数と採用後の経験年数との合計が10年以上で、中堅研修（教職経験11年目研修）をまだ受講していない者。

(3) 栄養教諭

公立の小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校の栄養教諭のうち、令和2年度末に経験年数（正規の学校栄養士として採用された経験年数を含む。）が10年以上の者で、中堅研修（教職経験11年目研修）をまだ受講していない者。

2 経験年数の計算

(1) 国立、公立又は私立の小学校等の教諭として在職した期間（臨時的に任用された期間を除く。）を通算した年数とする。県外での教職経験年数も含む。

(2) 指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する事務に従事した期間がある場合、その期間は当該経験年数とする。

(3) 在職期間のうち次の(ア)～(カ)に掲げる期間（複数の期間が連続する場合は一期間とする）が引き続き1年以上ある場合は、その期間の年数（**1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数**）を当該経験年数から除算する。

(ア) 地方公務員法の規定による休職又は停職により現実に職務を執ることを要しない期間

(イ) 地方公務員法の規定により職員団体の役員として専ら従事した期間

(ウ) 地方公務員の育児休業等に関する法律の規定により育児休業をした期間（産前産後休暇の期間は含めない。）

(エ) 県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例並びに市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の規定による介護休暇により現実に職務を執ることを要しない期間

(オ) 私立の学校である小学校等の教諭等として在職した期間について、(ア) (ウ) 又は(エ) に規定する期間に準ずる者として任命権者が認める期間

(カ) その他、JICA派遣又は自己啓発等休業の取得等の在職期間から除算すべき期間として県教育委員会が定める期間

(4) 養護教諭、栄養教諭についてもこの計算に準じる。

3 免除者

(1) 当該年度に、以下に所属している者又は派遣されている者

ア 島根大学教育学部附属義務教育学校、附属幼稚園

イ 行政機関

ウ 在外教育施設

エ 兵庫教育大学・島根大学教職大学院派遣研修

オ 教員長期社会体験研修

(2) 他の任命権者が実施する中堅教諭等資質向上研修(10年経験者研修)を修了した者

(3) 指導主事、社会教育主事その他の教育委員会において学校教育又は社会教育に関する事務に従事した経験を有する者で、県教育委員会が当該者の経験の程度を勘案して、実施する必要がないと認める者

◆専門性向上研修

1 該当者

(1) 実習教員

平成 12 年度以降に採用された公立の高等学校及び特別支援学校の実習教員のうち、令和 2 年度末に経験年数が 10 年以上の者で、まだ専門性向上研修（教職経験 11 年目研修）を受講していない者。

(2) 寄宿舎指導員

平成 18 年度以降に採用された公立の特別支援学校の寄宿舎指導員のうち、令和 2 年度末に経験年数が 10 年以上の者で、まだ専門性向上研修（教職経験 11 年目研修）を受講していない者。

2 経験年数の計算

(1) 国立、公立又は私立の高等学校及び特別支援学校の実習教員及び寄宿舎指導員として在職した期間（臨時的に任用された期間を除く。）を通算した年数とする。県外での教職経験年数も含む。

(2) 指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する事務に従事した期間がある場合、その期間は当該経験年数とする。

(3) 在職期間のうち次の(ア)～(カ)に掲げる期間（複数の期間が連続する場合は一期間とする）が引き続き 1 年以上ある場合は、その期間の年数（**1 年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数**）を当該経験年数から除算する。

(ア) 地方公務員法の規定による休職又は停職により現実に職務を執ることを要しない期間

(イ) 地方公務員法の規定により職員団体の役員として専ら従事した期間

(ウ) 地方公務員の育児休業等に関する法律の規定により育児休業をした期間（産前産後休暇の期間は含めない。）

(エ) 県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例の規定による介護休暇により現実に職務を執ることを要しない期間

(オ) 私立の高等学校等の実習助手として在職した期間について、(ア) (ウ) 又は(エ)に規定する期間に準ずる者として任命権者が認める期間

(カ) その他、JICA 派遣又は自己啓発等休業の取得等の在職期間から除算すべき期間として県教育委員会が定める期間

3 延期・免除について

(1) 特別の事情がある場合には、県教育委員会は、該当者の研修実施時期を遅らせることができる。

(2) 当該年度に、県教育委員会が実施する必要がないと認める者は委員会が当該者の経験の程度を勘案して、実施する必要がないと認める者は研修を免除する。

「研修上の経験年数」計算の仕方

「研修上の経験年数」は、採用から研修を受講するまでの期間から以下の《在職期間とみなさない事項》に該当する期間を差し引いた年数をいう。

《在職期間とみなす事項》

- ・産前・産後休暇、長期研修(内地留学、長期研修員等)、教諭等採用後の教育委員会勤務、採用前の国・公立学校や私立学校等における教諭としての勤務(臨時的任用を除く)等

《在職期間とみなさない事項》

- ・育児休業、自己啓発等休業、配偶者同行休業、退職、JICA 派遣、職員団体専従、これらの事項の前又は後に連続する停職及び介護休暇等

(注1)上記の「みなさない事項」について、その期間が連続 12 ヶ月以上の場合、年度のまたがりの有無にかかわらず、年単位で除算する。

(注2)上記の「みなさない事項」が2つ以上連続した場合は、それらを合わせた期間で除算する。

※新採研：「初任者研修」「新規採用養護教諭研修」「新規採用栄養教諭研修」「新規採用幼稚園教諭研修」

「新規採用小・中学校事務職員研修」「新規採用県立学校実習教員研修」「新規採用寄宿舎指導員研修」

2 研：「フォローアップ研修（2年目）」、3 研：「フォローアップ研修（3年目）」、6 研：「教職経験6年目研修」

中堅研：「中堅教諭等資質向上研修」「専門性向上研修」を表す

例 1：除算する事項がない場合

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5
採用後の年数	採用	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
研修	新採研	2研	3研			6研					中堅研(いずれかの年に受講)		
研修上の年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13

例 2：連続 12 ヶ月に満たない(除算しない)休業(退職)等がある場合 ※除算も延期もなし

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5
採用後の年数	採用	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
研修	新採研	2研	3研		育休 9ヵ月	6研		育休 11ヵ月			中堅研(いずれかの年に受講)		
研修上の年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13

例 3：採用前に国・公立学校や私立学校での勤務経験がある場合 ※採用までに勤務経験 6 年

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7
採用後の年数	—	—	—	—	—	—	—	—	採用	2	3	4	5	6	7
研修	他県の公立中学校で採用・勤務				教諭 以外	私立中学校に 教諭として勤務		本県で 講師勤務					中堅研 (いずれかの年に受講)		
研修上の年数	1	2	3	4		5	6		7	8	9	10	11	12	13

※現在の採用前に県内・外において国・公・私立の正規教職経験が6年あり、新採研及び6研に相当する研修を受けていれば、これらの研修を免除。

例 4：産前産後休暇から連続する育児休業がある場合(その1) ※除算 1 年、延期 1 年

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	
採用後の年数	採用	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	
研修	新採研	2研	3研		産 休	育児休業 1年6ヵ月	研修 延期	6研				中堅研 (いずれかの年に受講)			
研修上の年数	1	2	3	4	5	除算	5	6(延期)	7	8	9	10	11	12	13

※採用後5年目から7年目の3年間に育児休業1年6ヵ月がある。この内1年を研修上の年数から除算すると、採用後7年目は研修上の年数6年目となる。しかし、この年は育児休業期間があるため6研を受講することができない(研修の延期1年)。したがって、除算1年+延期1年の計2年をたした採用後8年目(研修上の年数7年目)に6研を受講する。

例 5：産前産後休暇から連続する育児休業がある場合（その 2） ※除算 1 年、延期 2 年

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	
採用後の年数	採用	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	
研修	新採研	2 研	3 研			産休	育児休業 1 年 6 ヵ月	研修 延期	6 研			中堅研 (いずれかの年に受講)			
研修上の年数	1	2	3	4	5	6 延期	除算	6	7(延期)	8	9	10	11	12	13

※ 例 4 と同じ育児休業期間を取得しているが、この場合、6 研受講年から産休・育休を取得しているため、採用後 6 年目の研修は延期となる。その外は例 4 と同じように計算し、除算 1 年と延期 2 年の計 3 年をたした採用後 9 年目（研修上の年数 8 年目）に 6 研を受講する。

例 6：産前産後休暇から連続する育児休業がある場合（その 3） ※除算 2 年、延期 2 年

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	
採用後の年数	採用	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	14	
研修	新採研	2 研	3 研			産休	育児休業 2 年 10 ヵ月		研修 延期	6 研			中堅研 (いずれかの年に受講)			
研修上の年数	1	2	3	4	5	6	除算	除算	6 (延期)	7 (延期)	8	9	10	11	12	13

※ 6 研受講年は産前・産後休暇のため受講不可。育児休業 2 年以上 3 年未満による除算 2 年 + 延期 1 年。研修上の年数 7 年目は 1 年間の研修期間を確保できないため 6 研を延期(延期 2 年目)。研修上の年数 8 年目に 6 研を受講。その 3 年後の研修上の年数 11~13 年目のいずれかの年に中堅研を受講。

例 7：産前産後休暇から連続する育児休業が複数ある場合（その 1） ※3 研免除、除算 2 年

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7		
採用後の年数	採用	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	14		
研修	新採研	2 研	産休	育児休業 1 年 4 ヵ月	産休	育児休業 1 年 9 ヵ月		6 研					中堅研 (いずれかの年に受講)				
研修上の年数	1	2	3	除算	3	4	除算	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13

例 8：産前産後休暇から連続する育児休業が複数ある場合（その 2） ※3 研免除、除算 4 年、延期 1 年

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6			
採用後の年数	採用	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14			
研修	新採研	2 研	産休	育児休業 1 年 8 ヵ月	産休	育児休業 1 年 9 ヵ月	産休	育児休業 2 年 10 ヵ月		研修 延期	6 研						
研修上の年数	1	2	3	除算	3	4	除算	4	5	除算	除算	5	6(延期)	7	8	9	10

※ H25~R2 途中までの 7 年間以上学校での勤務実績がなくても、産前・産後休暇中は出勤とみなすため、計 3 年間勤務したとみなす。

例 9：介護休暇と休職が連続し、合計 12 ヵ月以上の休業等がある場合 ※除算 1 年

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	
採用後の年数	採用	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	
研修	新採研	2 研	3 研			6 研		介護 休職 6ヵ月 10ヵ月				中堅研 (いずれかの年に受講)			
研修上の年数	1	2	3	4	5	6	7	除算	7	8	9	10	11	12	13

例 10：教育委員会事務局等での勤務期間がある場合 ※6 研は免除

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5
採用後の年数	採用	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
研修	新採研	2 研	3 研			教育委員会事務局					中堅研(いずれかの年に受講)		
研修上の年数	1	2	3	4	5	6(免除)	7	8	9	10	11	12	13